

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [経営対策活動](#) | [経営参加（労使協議制）の充実・強化について](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 経営参加（労使協議制）の充実・強化について

#### 経営参加とは

1. 働く者の意見を経営に反映させる場。
2. 従業員資格の経営参加・・・小集団活動、提案制度、経営・生産に関する諸会議。
3. 労働組合としての参加・・・経営方針・生産計画などについて説明を受けたり、意見を反映する場。

#### 「労使協議制の充実・強化」 — その条件と課題 —

#### 1. 労使対等の原則を確立すること

1. 労使協議制を産業・企業レベルにおける経営的意思決定に労働組合が立ち会うことと意義付け、労使が対等の立場で且つ、話し合いを前提とする以上、
2. 両者の関係を敵対関係・絶対的対立ではなく、相互に相手の立場を認める「相互信頼」の関係が樹立された上で、労使協議制が成り立つ。

#### 2. 経営側が、対等の存在として労働組合を認めること

1. そのことは、経営側をして、
  - ① 経営的意思決定以前の事前協議を重んずること
  - ② 労働組合の建設的意見を受任すること
  - ③ 経営者自らの経営責任を果たす姿勢を堅持することが大切である。
2. しかしながら、経営者が、自らの優位性に固執すると、労使対等の原則が崩れ、労使協議制そのものが形骸化してしまうことになる。
3. このような傾向に対するには、労働組合自らが「力と政策」を持たなければならない。

#### 3. 労使協議制の質的強化をはかること

1. 現行の運営実態は、諮問ないし説明機関にとどまっている。
2. 実質的な協議機関として確立するためには、経営の基本計画、生産・設備計画ど、経営に関する諸事項の可能な限りの共同決定へと前進させなければならない。
3. 労働の人間化を目指す職場レベルの参加も必要である。

**労使協議制**とは、労使の利害が原則的に共通し得る、いわゆる「パイの生産」について

1. 経営・生産に関する諸事項について
  2. 労使が情報と意見を交換し、協議し、
  3. 場合によっては、経営諸施策を
    - 発展させる
    - 修正させる
    - 中止させる
- 制度である。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**